

群馬県市町村会館管理組合管理者、副管理者及び組合議会議員等の費用弁償に関する条例

平成 2年 6月25日
条 例 第 2 号

改正 平成 5年 6月 8日条例第1号
平成16年 2月27日条例第2号
令和 8年 2月10日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、群馬県市町村会館管理組合管理者、副管理者、監査委員及び組合議会議員（以下「管理者等」という。）に対する費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 管理者等が職務のため旅行したときは、群馬県市町村会館管理組合職員等の旅費に関する条例（令和8年群馬県市町村会館管理組合条例第1号）に準じて当該旅行に係る費用弁償として支給する。この場合において、管理者等に支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に規定する指定職職員等に支給される旅費の内容を基準として計算した額とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、管理者等が職務を行うため必要な費用は、その実費を弁償するものとする。

附 則

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成5年6月8日条例第1号）

この条例は、平成5年6月8日から施行する。

附 則（平成16年2月27日条例第2号）抄

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月10日条例第1号）抄

この条例は、令和8年4月1日から施行する。